

## 令和5年3月 香美町教育委員会（定例会）会議録

### 【開会・閉会の年月日】

令和5年3月23日（木）午後1時20分～午後2時30分

### 【場所】

香美町役場3階 大会議室（香美町香住区香住870番地の1）

### 【会議に出席した者の職・氏名】

|           |        |
|-----------|--------|
| 教育長       | 前田 毅   |
| 教育委員      | 田路 一成  |
|           | 上田 美登里 |
| 事務局       |        |
| 教育総務課長    | 清水 幸信  |
| こども教育課長   | 丹後谷 智  |
| 生涯学習課長    | 井口 晃   |
| 教育総務課副課長  | 山田 貴広  |
| こども教育課副課長 | 井上 修三  |
| 生涯学習課副課長  | 田中 利彦  |
| 教育総務課主幹   | 宮脇 秋子  |

### 【会議に欠席した委員の職・氏名】

|      |       |
|------|-------|
| 教育委員 | 安田 優二 |
|      | 多田 好江 |

### 【議事日程】

会議に付した事件も、同じく別紙議事日程のとおりである。

- 1 開会  
（教育長）開会宣言
- 2 会議録署名委員の決定  
（教育長）会議録署名委員に田路委員を諮り、全員承認
- 3 会期の決定  
（教育長）会期は本日1日限り
- 4 会議録の承認  
前回会議録を会議に諮り、全員承認
- 5 教育長報告

2月22日から3月22日までの期間（前回の教育委員会～昨日）に開催、出席した会議・行事などについて資料により報告した。

## 6 議事

### (1) 議案第15号 香美町家庭的保育事業等の設置認可に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

(こども教育課長)

規則改正の趣旨及び内容について説明

→香美町個人情報の保護に関する法律施行条例が新たに制定され、香美町個人情報保護条例が廃止されることに伴い、関係する規則について改正を行う。

→本文中の改正はなく、様式の文言を改める。

→令和5年4月1日施行

<議案第15号 質疑なし>

(教育長)

議案第15号を会議に諮り、全員異議なく可決

### (2) 議案第16号 香美町子育て支援カウンセラー配置事業費補助金交付要綱を定めることについて

(こども教育課長)

要綱制定の趣旨及び内容について説明

→兵庫県が令和4年度から令和6年度までモデル事業として実施する、兵庫県私立保育所等子育てカウンセラーモデル事業に基づき実施する。

→私立保育所における障害児等の受入れを支援することを目的に、子育て支援カウンセラーを配置し相談等業務を実施するための費用に対し、年額192,000円を上限に補助金を交付する。

→令和5年4月1日施行、令和7年3月31日をもって失効

<議案第16号 質疑なし>

(教育長)

議案第16号を会議に諮り、全員異議なく可決

### (3) 議案第17号 香美町独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する要綱を定めることについて

(こども教育課長)

要綱制定の趣旨及び内容について説明

→独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び同法施行令では、小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園などで、管理下における児童生徒園児が被った災害に対して給付を行う共済制度を定めており、本町でも以前からこの制度に加入し共済掛金を支払っている。この共済掛金は、児童生徒などの保護者から共済掛金の一部を徴収しているが、これまで共済掛金の徴収に関する規定を定めていなかったため、徴収額や徴収免除をする場合などの根拠

を明確にするため要綱を定める。

→独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令において、学校、幼稚園などの区分ごとに  
共済掛金の額と、共済掛金の額に対して保護者から徴収する額の範囲が規定されているため、  
この規定の中で保護者からの徴収額を定める。

→施行日は公布日とする。

<議案第17号 質疑なし>

(教育長)

議案第17号を会議に諮り、全員異議なく可決

**(4) 議案第18号 香美町立香住小学校改築検討委員会設置要綱及び香美町立香住小学校改築推進委員会設置要綱を廃止する要綱を定めることについて**

(教育総務課長)

要綱廃止について説明

→平成21年から平成25年に香住小学校を改築整備した際に制定していた要綱が、時限的に失効するような内容としていなかったため、この度正式に廃止する。

<議案第18号 質疑なし>

(教育長)

議案第18号を会議に諮り、全員異議なく可決

**7 事務局報告**

**(1) 教育総務課・・・報告者：教育総務課長**

○3月議会の報告について

- ・教育委員の任命について全員賛成で同意をいただいた。
- ・給食費に係る債権放棄、条例改正3本について、いずれも可決
- ・一般質問の概要

「来年度以降に給食費が無償化された後、子育て支援と食育を保護者にどう伝えていくのか、また、地元食材の活用を今後どうするのか」(東垣典雄議員)

→給食費は無料だから嫌いなものは残してもいいという感覚が子どもたちに浸透したり、保護者の給食への関心が薄れてしまうことが懸念されるので、食育やふるさと給食の推進にさらに力を入れていきたい。

「コロナとの共存における今後の教育施策について」(見塚修議員)

→学校においては単にコロナ前と同じ教育活動に戻していくのではなく、コロナ禍で行ってきた工夫や改善を生かしつつ、ICT機器の活用によって教員が子どもと向き合う時間の確保に努めていきたい。また、生涯学習の面においても、少しずつ本来の姿を取り戻しつつあるので、香美町の子どもたちが変化の激しい社会を生き抜くため、学校・家庭・地域が一体となった取り組みが必要と考えている。学校再編によって身近な学校がなくなろうとしている地域があるので、コロナ禍で賑わいが少なくなった状態がさらに地域の衰退に進んでいかないよう、廃校後の有効な利活用について、地域の意見や要望を十分に聞きながら進めていきたい。

「使用済みおむつの保育園での処分について」(見塚修議員)

→使用済みのおむつを保育園で処分することについては、現段階では保管するスペースの確保や衛生面、普通にごみに出せないということがあり、処理費用の財源確保といった課題をクリアする必要があるので、まずは、それぞれの施設において保護者とよく相談をしてもらいたいと考えている。

「学校再編検討委員会で子どもの意見を聞くような機会は必要ないのか」(南垣誠議員)

→再編検討委員会では子どもたちから直接意見を聞くようなことは考えていませんが、教職員による課題検討委員会では、児童や園児の事前交流、制服・体操服、持ち物、学習や学校生活のルール、学校行事といったものを検討するにあたり、子どもたちの意見を十分汲み取って検討するよう各学校に指示をしている。

「冬季の通学路の除雪の状況について」(南垣誠議員)

→町から各除雪業者へは、午前8時に除雪を完了していただくよう依頼はしている。学校では、集団登校の集合場所まで教員が迎えに行ったり、下校時にも教員が引率するなどして安全確保に努めている。見守り隊や地元のお巡りさんにも協力をいただきながら、行政・学校・地域が一体となって安全対策に取り組んでいるが、保護者の協力も欠かせませんので、引き続き協力をお願いしたいと考えている。

「3号認定の保育料について」(小谷康仁議員)

→平成29年度から全所得階層を国基準の5割まで軽減しており、令和元年10月以降は3歳から5歳までの保育料は無償となり、3歳未満においても住民税の非課税世帯は無償化されている。また、国の多子軽減制度の適用により、第2子は半額、第3子以降は無料となっており、兵庫県の保育料軽減制度では、年収640万未満の多子世帯の保育料や年収360万円未満の第1子の保育料も軽減が行われている。基本的な保育料を低く設定した上で様々な軽減措置が既にされているので、更なる軽減は今のところ考えていない。

「警報発令時の臨時休校を判断する時刻を統一すべきではないか」(小谷康仁議員)

→できるだけ授業時数を確保するために香住区は2段階の判断という形にしているが、村岡・小代区については、バスの便がないため6時半の判断にせざるを得ない状況があり、今の段階としては町で統一ということはできない。

「学校給食費の無償化で期待される教育的効果」(谷口眞治議員)

→給食費が無償になることで期待される教育的効果は、特に考えられるところはなく、むしろ、給食は無料だから嫌いなものは残してもいいという感覚であったり、保護者の給食への関心が薄れるといったようなことが懸念されるので、食育やふるさと給食の推進にさらに力を入れていくようにしたい。

○教育委員会事務局組織の一部変更について

→来年度、教育委員会事務局の中に、就学前、小学校の再編を専門的に担当する係を設置するよう検討されているが、内容がまだ決定していない。そのため、教育長の専決という形で規則改正を4月1日までにを行い、4月の定例教育委員会で報告をさせていただきたい。

(2) こども教育課・・・報告者：こども教育課長

○人事について

→県費負担教職員及び就学前教職員の内示一覧表を教育委員へ配付、本日の定例会終了後に一覧表を返却してもらい、後日再配付する。

→県費負担教職員は3月23日の15時に内示される。

### (3) 生涯学習課・・・報告者：生涯学習課長

#### ○香美町子どもの読書活動推進計画について

→平成27年1月に第1次の計画を策定していたが、今般、国・兵庫県において第5次計画が策定され、ICT技術の進展やICT環境への対応などの取組について変更があったので第2次の計画(案)を作成した。

→子どもにとって読書は基礎学力の向上につながるだけでなく、感性を磨き、表現力や創造力を高めるために大変重要であるため、その部分を主題において計画の趣旨とした。

→基本方針「乳幼児から大人まで本に親しむ、出会い・環境・習慣づくり」

→取組方針

- ①「学校」自然に本に手を伸ばす子どもを育てる
- ②「家庭」読書が楽しいとみんなが実感できる
- ③「地域」大人が手本になって子どもへ読書の面白さを伝える
- ④「教育委員会・公民館」家庭、地域、学校をつなぐ

#### 【質疑内容】

(事務局)

多田委員から予めご意見を伺っていますので紹介します。

「読書活動を推進するには、学校司書の配置がやはり効果大きいのではないか。その効果としては、1点目として、各教科と連携することで学習効果が高まる。2点目として、ブックトークの効果が高まる。3点目として、人がいる図書室ということで、司書がいれば子どもたちはいつでも図書室が利用できるような環境が整う。4点目として、ボランティアとの連携が強化できる。ボランティアによる読み聞かせや昼休みの図書の貸し出し、長期休業中の図書室の整備、清掃といったところの連携が強化できるのではないか。また、配置については、常勤がやはり望ましいが、非常勤であってもいいですし、例えば何校かを曜日によって持ち回っていくような形でもいいのではないのでしょうか。」

(教育長)

ご意見をいただきましたので、十分検討の材料にさせてもらったらと思います。生涯学習課がいろいろ考えて計画を立てておりますので、多田委員さんからもありましたけれど、5年間で進めていこうということですので、1年1年検証しながら進めていけたらと思っております。

(田路委員)

各学校の図書室にある蔵書を他の学校にも貸し借りができる交流というか、そういうことも可能になるような図書館蔵書の交流システムというようなものについては、どのようになっているのでしょうか。

(教育総務課長)

図書の管理システムが入っている学校もあれば、全く手作業の学校も少しありますが、ネットワークを通じて学校間での貸し借りもシステム的にも可能だと思いますので、考えていくべきかとは思っています。

## 8 その他

#### ○4月の定例会について

日時：4月24日(月) 午後1時30分～

会場：香美町村岡地域局3階 301会議室

○5月の定例会について

日時：5月24日（水） 午後1時30分～

会場：香美町村岡地域局3階 301会議室

## 9 閉会

香美町教育委員会会議規則第27条の規定によりここに署名する。

令和5年3月23日

教育長 前田 毅

香美町教育委員会 署名委員 田路一成

会議録作成者：教育総務課 主幹 宮脇 秋子